

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写



08-024

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審長長

経外査 博代表
大 大 大
使 使 使
研 研 研

総対文会厚情オ
括 括 括
審察人 審察人 審察人

外 参
報 報
官 官
文 文
長 長
参 参
一 一
二 二

参政保対旅外

中 中
東 東
西 西
一 一

審一二保地

参一二

審西ソ洋
西東
一

参一二アア
一

次総経途博
審経魚国
参経エ国
安ネ二

参海 審準

参政経開展
参調技有理

審条協規

審政経人
審軍社

科原

審除防調
企安

総 番 号 R093557

主 管

月 16日

韓 国 発

亜 北

平成 2年 5月 16日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

柳 大 使

日韓関係（大韓独立有功者遺族会のちん借）

第1611号 至急

（以下FAX送信 SO9975-02）

14日大韓独立有功者遺族中央会関係者、金三祝(キム・サンヨル)会長等代表5名が当館を往訪し、本使宛声明書を伝達したところ、先方の発言ぶり等次のとおり。(当館 七郎、桂樹 対応、なお同声明書を別FAX信にて送付)

1. 冒頭先方より次のとおり述べた。

(1)我々大韓独立有功者遺族中央会は、日本植民地時代に日帝と戦い、政府より補償を受けた4,300名(内500名は生存)の独立烈士の遺族であり、現在は会員8万名を数える。本日は盧大統領訪日に関連した我々の主張を日本政府に伝達するために来たと述べ、まず本使宛の声明書を一通ごと説明した。

(2)声明書の要求事項

(イ)陛下(当館注:声明書は日本王と表記)による植民地支配への謝罪

(ロ)独立烈士に対する補償

(ハ)強制連行され死亡した200万名韓国人への補償

(ニ)62万在日韓国人の子々孫々にいたるまでの法的地位保障

(ホ)原爆被害者、在サハリン韓国人への補償

(ヘ)文化財の返還

などを要求し、日本が過去の侵略の歴史を認識し、正式に謝罪、賠償をするなど過去の清算がおこなわれないうままでの盧大統領訪日には、断固反対であり、我々の要求が実現されない場合は訪日に反対すると述べた。また1910年に締結された日韓併合条約は日本の圧力によって強制的に締結された条約であり、無効であると主張し、南北分断の原因も日本の植民地支配にあると主張した。文明国、経済大国である日本が過去の植民地支配について謝罪しない理由がわからないと述べ、

S009975-01

大統領の訪日時に日本は上記の要求が実現されるよう大統領に約束してくれることを望むと述べた。

2. これに対し当方より次の2点を指摘した。

(1)まず、盧大統領訪日に反対との発言があったが、訪日に断固反対するのみでなく、未来の健全な日韓関係を作り出すため今回の訪日は必ず実現、成功させなければならぬ。

(2)また法的請求権については、85年の日韓協定で解決済である。

3. 最後に先方より次のとおり述べた。

本日は独立有功者の遺族の気持ちを伝えるのが目的であり、それが日本政府の政策に反映されるよう望んでいる。我々は平和的な手段で自分たちの気持ちを理解して頂くとすることを望んでおり、それが本日大統領を訪問した理由でもある。盧大統領訪日が未来の健全な日韓関係を構築する契機となることを我々も希望しており、また法的な立場を乗り越えた道義的な責任を追究している次第であり、我々の要求が実現されるよう日本側もご努力願いたい。

(丁)